

JSCA 千葉規約

(名称)

第 1 条 本会は、一般社団法人日本建築構造技術者協会(以下、JSCA 本部という)関東甲信越支部千葉地域会で、JSCA 千葉(以下、本会という)と称する。

(事務所)

第 2 条 本会は、事務所を千葉市中央区中央 4 丁目 8 番 5 号(建築会館内)に置く。

(目的及び事業)

第 3 条 本会の目的及び事業は、JSCA 本部の定款に掲げられた目的及び事業に準じる。

(会員)

第 4 条 本会の会員は、千葉県を主な活動拠点とする者とし、会員種別は次の 4 種類とする。

- (1) 正会員
 - イ. JSCA 本部の正会員であって、かつ千葉県内に所在する事業所に勤務する者
 - ロ. JSCA 本部の正会員であって、かつ千葉県内に居住し、本会に入会を希望する者
- (2) 一般会員 JSCA 本部の一般会員であって、かつ千葉県内に所在する事業所に勤務する者
- (3) 学術会員 JSCA 本部の学術会員であって、かつ千葉県内に所在する事業所に勤務する者
- (4) 賛助会員 本会の目的及び事業に賛同し、協力する個人又は法人

(役員)

第 5 条 本会は、次の役員を置く。

- (1) 代表 1 名
- (2) 副代表 2 名
- (3) 役員 6 名以上
- (4) 監事 2 名
- (5) 顧問 2 名以上

(役員を選任)

第 6 条 役員は、総会において正会員の中から選任する。

(役員任期)

第 7 条 役員任期は、2 年とする。但し、役員再任は、妨げない。

(総会)

第 8 条 総会は、通常総会及び臨時総会の 2 種とする。

- 2 通常総会は、毎年 1 回代表が召集して事業報告及決算、事業計画及び予算並びに本会の運営等に関する重要議案を議決する。
- 3 臨時総会は、役員が必要と認める場合に代表が召集して議案を議決する。
- 4 上記両総会の議長は、代表が務める。
- 5 総会の議決は、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長のきめるところによる。
- 6 総会の議事については、日時及び場所、出席者数、審議事項及び議決事項並びにその他議事経過等を記載した議事録を作成し、議長及び選任された議事録署名人 2 名が署名、押印をしなければならない。

(役員会)

第 9 条 役員会は、役員及び賛助会員の代表をもって構成する。

2 役員会は、随時代表が召集し次に掲げる会務の審議と執行にあたる。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会で議決された事項
- (3) 総会の議決を必要としない本会の運営に関する事項

(会計)

第 10 条 本会は、JSCA 本部からの地域運営費、その他の収入によって運営する。

2 本会の運営に関する一般会計の他、必要に応じて特別会計を設けることができる。

(会計年度)

第 11 条 本会の会計年度は、JSCA 本部に準じて、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(規約の変更)

第 12 条 規約を変更する場合は、役員会の発議による規約案を総会に諮るものとし、総会において出席者の過半数の議決を経て変更することができる。

(規約の疑義)

第 13 条 この規約について疑義が生じた場合又は定めていない事項については、JSCA 本部の定款に準じてきめるものとする。

附則

- 1 この規約は、総会で承認された日から施行する。
- 2 規約の変更がなされる場合も同様に、総会で承認された日から施行する。

JSCA 千葉 細則

(入会金及び会費)

第 1 条 入会金及び会費は、次による。

- 1 入会金 無し
- 2 会費
 - イ. 「JSCA 千葉規約」第 4 条(会員)(1)、(2)及び(3)に定める会員については、無し
 - ロ. 賛助会員
1 年間 24000 円
但し、入会した年度については、加入月を含み月割りで計算する。

(賛助会員の退会)

第 2 条 賛助会員で退会しようとするものは、役員会に退会届を提出しなければならない。

- 2 この場合、既に支払われた年会費は、返還を求められない。

(会誌の発行)

第 3 条 本会は、会誌として「JSCA 千葉ニュース」を定期的に発行し、本会の運営、活動状況を会員に報告する。

(ホームページ)

第 4 条 本会は、広く社会に情報発信する手段として「JSCA 千葉ホームページ」を公開し、随時更新を行っていく。